○栗東市立学童保育所の管理及び運営に関する基準

平成１６年７月１日

告示第８７号

改正　平成１９年４月１日告示第１０１号

平成２７年３月２４日告示第３０号

（趣旨）

第１条　この基準は、栗東市立学童保育所の管理及び運営の基準について、栗東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年栗東市条例第２２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この基準を適用する施設は、栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成１６年栗東市条例第１２号）第２条に規定する学童保育所（以下「学童保育所」という。）とする。

（児童数）

第３条　児童数にかかる基準日は、毎年度４月１日とし、当該児童数に基づき学童保育所を管理するものとする。

２　年度途中に大規模な児童数の変更があるときは、市長と指定管理者とが協議のうえ、解決を図るものとする。

（職員）

第４条　指定管理者は、各学童保育所において、次に掲げる支援の単位の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の常勤の職員を配置するものとする。

（１）　支援単位の数が１又は２　２

（２）　支援単位の数が３以上　支援単位の数と同数

２　指定管理者は、各学童保育所において、前項に定める職員のほかに、次に掲げる支援の単位を構成する児童の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の臨時の職員を配置するものとする。

（１）　２０人から２９人まで　１

（２）　３０人からおおむね４０人まで　２

３　指定管理者は、前２項に定める職員のほかに、各中学校区につき１人の臨時の職員を配置するものとする。

附　則

この告示は、平成１６年７月１日から施行する。

附　則（平成１９年４月１日告示第１０１号）

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２４日告示第３０号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。